

資料編

修正後期基本計画策定過程

平成 25 年 5 月 ～平成 26 年 3 月	基礎調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会動向、時代環境の整理 ・ 国及び東京都の計画における福生市の位置付けの把握 ・ 福生市の都市概況の整理、強み・弱みの分析 ・ 人口推計 ・ 財政分析及び推計 ・ 市民意識調査 ・ 前期基本計画の評価と課題整理
平成 25 年 11 月 8 日 ～11 月 25 日	市民意識調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査対象 市内在住の 20 歳以上の男女 ・ 対象者数 2,000 人 ・ 抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出 ・ 調査方法 郵送配布、郵送回収 ・ 回収数 767 票 ・ 回収率 38.4%
平成 25 年 12 月 18 日	総合計画策定委員会（市民意識調査結果と前期基本計画の評価に関する調査の実施を報告）
平成 26 年 1 月 17 日 ～2 月 7 日	前期基本計画に係る基本事業の進捗度評価調査実施
平成 26 年 4 月 3 日	総合計画策定委員会（基礎調査報告書の概要説明）
平成 26 年 4 月 ～平成 27 年 3 月	修正後期基本計画の策定
平成 26 年 4 月 18 日	行政改革推進本部（行政評価実施要綱に基づく施策評価の実施を報告）
平成 26 年 4 月 21 日 ～5 月 9 日	施策評価の実施
平成 26 年 5 月 27 日	行政改革推進本部（施策評価の第一次評価の報告と第二次評価及び総合評価案を付議）
平成 26 年 6 月 9 日	行政改革推進本部（施策評価を決定）
平成 26 年 6 月 13 日	施策見直しのための「施策形成シート」作成説明会
平成 26 年 6 月 13 日 ～7 月 11 日	「施策形成シート」の作成
平成 26 年 11 月 7 日	総合計画策定委員会（修正後期基本計画素案の提示）
平成 26 年 11 月 21 日	庁議（修正後期基本計画素案の付議）
平成 26 年 12 月 11 日	第 4 回市議会定例会総務文教委員会協議会（修正後期基本計画素案を提示）
平成 26 年 12 月 19 日	第 4 回市議会定例会議員全員協議会（修正後期基本計画素案を提示）

平成 27 年 1 月 7 日 ～ 1 月 21 日	市民意見公募
平成 27 年 2 月 6 日	庁議（市民意見への対応を付議） 総合計画策定委員会（修正後期基本計画案を付議）
平成 27 年 2 月 20 日	庁議（修正後期基本計画の決定）
平成 27 年 3 月 19 日	平成 27 年第 1 回市議会定例会総務文教委員会協議会（修正後期基本計画を提示）
平成 27 年 3 月 27 日	平成 27 年第 1 回定例会議員全員協議会（修正後期基本計画を提示）

福生市総合計画策定委員会規程

昭和48年9月17日訓令第14号

〔注〕平成17年4月から改正経過を注記した。

改正

昭和53年4月1日訓令第16号
平成元年4月1日訓令第3号
平成4年4月1日訓令第5号
平成7年4月1日訓令第2号
平成10年4月1日訓令第9号
平成13年4月1日訓令第4号
平成17年4月1日訓令第6号
平成17年5月12日訓令第17号
平成19年4月1日訓令第4号
平成20年4月1日訓令第13号
平成22年4月1日訓令第3号

福生市総合計画策定委員会規程

(設置)

第1条 基本構想、基本計画及び実施計画等(以下「総合計画」という。)を策定するため、福生市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第2条 委員会の委員は、副市長、教育長及び市の職員のうちから市長が任命する。

2 前項の委員に事故あるときは、その職務上の代理者が委員の職務を代理する。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、副市長をもって充て、副委員長は、委員のうちから互選する。

3 委員長は、委員会の事務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(職務)

第4条 委員会の職務は、次のとおりとする。

(1) 総合計画に関する調査及び研究

(2) 総合計画策定に関して必要な資料の収集及び試案の策定

(3) その他総合計画策定に関する必要事項の決定

(部会の設置)

第5条 委員会は、専門的事項に関する調査又は協議を分掌させるため、次の部会を置く。

(1) 企画部会

(2) 総務部会

(3) 市民部会

(4) 生活環境部会

(5) 福祉保健部会

(6) 子ども家庭部会

(7) 都市建設部会

(8) 教育部会

(部会の分掌事務)

第6条 部会の分掌事務は、別表のとおりとする。

(部会の組織)

第7条 部会には、部会長、副部会長及び部会員若干人を置く。

2 部会長、副部会長及び部会員は、委員長が指名する。

(部会長及び副部会長)

第8条 部会長は、当該部会を総理し、当該部会の分掌する事項に係る部門別計画の作成事務を推進するとともに各部との連絡調整を図るものとする。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第9条 委員会の会議において必要と認めたときは、議事に関係のある市職員、関係行政機関の職員、学識経験を有する者及びその他の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(調査協議の結果報告)

第10条 部会長は委員長に、委員長は市長に、部会若しくは委員会における調査又は協議の結果をそれぞれ報告するものとする。

(事務局)

第11条 委員会の事務局は、企画財政部企画調整課に置く。

2 事務局長は、企画財政部企画調整課長とする。

3 事務局職員は、委員会のすべての会議に出席し、発言することができる。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会及び部会の運営に関し、必要な事項は、委員会においては委員長が、部会においては部会長がそれぞれ定める。

附 則 (平成17年4月1日訓令第6号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年5月12日訓令第17号)

この訓令は、平成17年5月12日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日訓令第4号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日訓令第13号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日訓令第3号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

別表 (第6条関係)

部会名	分掌事務
企画部会	企画財政部及び議会事務局の所掌事務に関すること。
総務部会	総務部、会計課、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局の所掌事務に関すること。
市民部会	市民部の所掌事務に関すること。
生活環境部会	生活環境部の所掌事務に関すること。
福祉保健部会	福祉保健部の所掌事務に関すること。
子ども家庭部会	子ども家庭部の所掌事務に関すること。
都市建設部会	都市建設部の所掌事務に関すること。
教育部会	教育委員会の所掌事務に関すること。

福生市行政改革推進本部設置規程

昭和60年7月1日訓令第8号

〔注〕平成17年4月から改正経過を注記した。

改正

平成元年4月1日訓令第1号
平成4年4月1日訓令第3号
平成7年9月1日訓令第17号
平成10年4月1日訓令第7号
平成13年4月1日訓令第2号
平成17年4月1日訓令第4号
平成19年4月1日訓令第4号
平成20年4月1日訓令第13号
平成22年4月1日訓令第3号

福生市行政改革推進本部設置規程

(設置)

第1条 福生市の行政改革の推進を図るため、福生市行政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定及び推進に関すること。
- (2) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長とし、副本部長は副市長及び教育長とする。
- 3 本部員は、議会事務局長、企画財政部長、総務部長、市民部長、生活環境部長、福祉保健部長、子ども家庭部長、都市建設部長、教育次長及び参事をもって充てる。
- 4 本部長は、本部の事務を総理する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、副市長である副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が必要に応じ招集し、かつ、会議の議長となる。

(部会の設置)

第5条 本部長は、本部における行政改革大綱の策定に資するため、次の部会を置き、専門的事項に関する調査研究を分掌させることができる。

- (1) 第1部会
- (2) 第2部会

(部会の組織)

第6条 部会は、部会長、副部会長及び部員若干人をもって組織する。

- 2 部会長及び副部会長は、本部員のうちから本部長が指名する。
- 3 部員は、前項の部会長及び副部会長以外の本部員並びに課長及び係長の職にある者のうちから本部長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を総理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第7条 部会の会議は、部会長が必要に応じ招集し、かつ、会議の議長となる。

(関係職員の出席等)

第8条 本部長又は部会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある職員の出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 本部及び部会の庶務は、企画財政部企画調整課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、本部及び部会の運営に関し必要な事項は、本部においては本部長が、部会においては部会長がそれぞれ定める。

附 則 (平成17年4月1日訓令第4号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日訓令第4号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日訓令第13号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日訓令第3号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

福生市行政評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、行政評価（以下「評価」という。）を円滑に実施することにより、市民の視点に立った市政運営に資するとともに、職員の意識の向上を図り、もって市政の透明性の確保と行政サービスの向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政評価 市が実施する施策及び事務事業の必要性や成果等について、実施機関が自らその効果を客観的に検証することをいう。
- (2) 施策 まちづくりの目標を達成するための指針に基づく分野別の実施方策をいう。
- (3) 事務事業 施策の目標を達成するための手段をいう。
- (4) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

(評価の種類)

第3条 評価の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施策評価 総合計画の進行管理のため、基本計画に掲げる施策を対象として評価する。
- (2) 事務事業評価 施策を構成する事務事業の中から主要な事務事業を選定して評価する。

(評価の方法)

第4条 評価の方法は、施策評価調書及び事務事業評価調書を用いて二次にわたり総合的に分析することにより行うものとする。

(評価者)

第5条 評価者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施策評価 一次評価は、福生市行政改革推進本部が指定した課が、二次評価は、福生市行政改革推進本部が行う。
- (2) 事務事業評価 一次評価は、当該事務事業を所管する課が、二次評価は、福生市行政改革推進本部が行う。

(外部意見の反映)

第6条 評価の実施に当たっては、福生市行政改革推進委員会からの意見、提案等を考慮し、行政評価の客観性の確保に努めるものとする。

(評価結果の公表)

第7条 市長は、評価結果を公表するものとする。

(評価結果の活用)

第8条 評価結果については、事務事業等の改善、実施計画の策定、予算への反映及び総合計画の進行管理に活用するものとする。

(評価制度の充実及び改善)

第9条 市長は、評価制度を推進するため、継続的にその充実及び改善に努めるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、評価の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

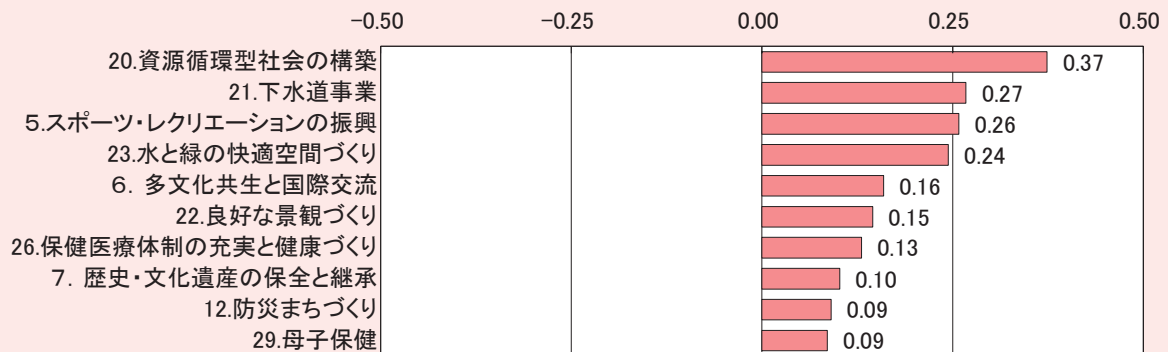
市民意識調査

調査目的	平成 27 年度からスタートする「福生市総合計画（第 4 期）修正後期基本計画」の策定に向けた基礎資料として活用するため、市民意識調査を実施しました。
調査概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査対象：市内居住の 20 歳以上の男女 ・ 対象者数：2,000 人 ・ 抽出方法：住民基本台帳（平成 25 年 10 月 1 日時点）から無作為抽出 ・ 調査方法：郵送配布、郵送回収 ・ 調査期間：平成 25 年 11 月 7 日送付、11 月 25 日締切
回答割合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発送：2,000 票 ・ 回収：767 票 ・ 回収率：38.4%

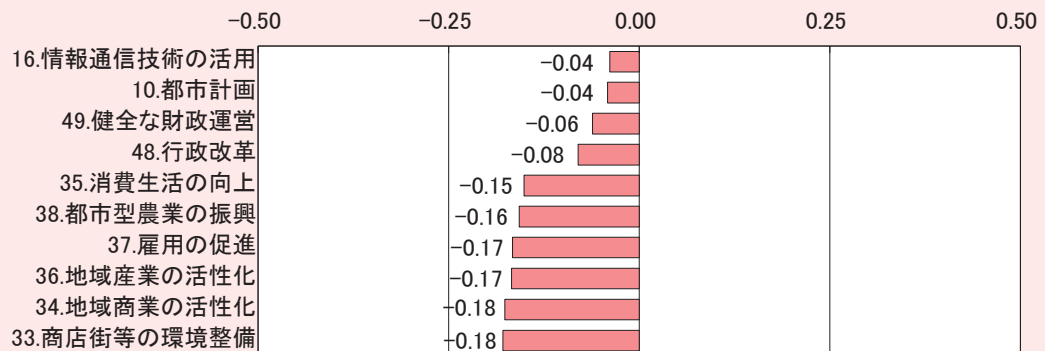
施策の満足度

市民の施策に対する満足度結果では、50 施策中 30 施策について満足と回答しています。生活環境分野の満足度が比較的高い一方で、産業分野の満足度が目立って低くなっており、今後の重点的な対応が求められます。

〔施策の満足度（上位 10 施策）〕



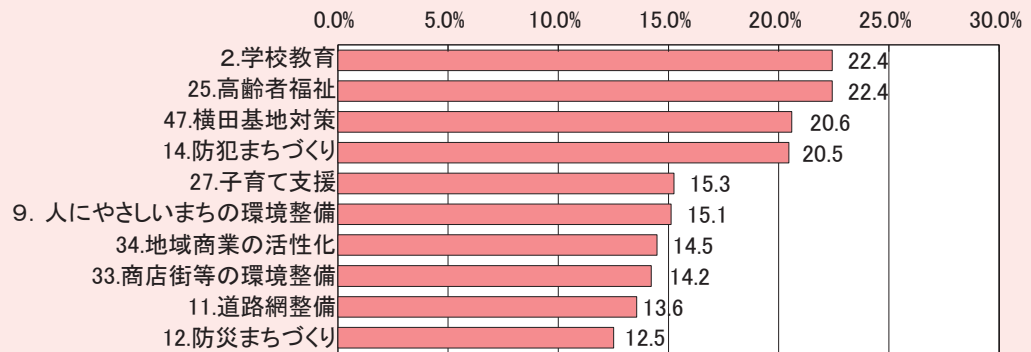
〔施策の満足度（下位 10 施策）〕



力を入れて取り組むべき施策

福生市が行っている 50 施策のうち、力を入れて取り組むべきだと思うことについて、特に多くの回答者が選んだ施策の上位 10 施策は以下のとおりです。修正後期基本計画策定において、重点的な施策展開が求められます。

〔力を入れて取り組むべき施策（上位 10 施策）〕



公共施設利用状況と今後の公共施設の考え方

今後の公共施設のあり方については、「公共施設の役割や効果を評価して、市民のニーズや財政状況に見合った数まで減らすべきである」と「今あるすべての公共施設は必要なものなので、現状維持を優先し、老朽化したものはそのままの用途で建替えるべきである」という、相反する意見が均衡している状況となっています。

公共施設及びインフラの老朽化対策や維持管理費が今後の市財政に大きく影響を与えると考えられる中、公共施設のあり方について、市民ニーズとのバランスを取りながら、市民との認識の共有と相互理解の中で検討していく必要があります。

〔今後の公共施設のあり方について〕

